

福井県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

福井県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年規則第五十四号）

改正後	改正前
<p>別表第二（第九条関係）</p> <p>一般屋外広告物等許可基準</p> <p>一 （略）</p> <p>二 通則</p> <p>1 広告物等は、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>(一) ～ (二) （略）</p> <p>(三) 下地に彩度の高い色（日本産業規格 Z八七二一に定める三属性による色の表示方法に規定する彩度が十二以上の色）を使用しないこと。</p> <p>(四) ～ (六) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和元年七月一日から施行する。</p>	<p>別表第二（第九条関係）</p> <p>一般屋外広告物等許可基準</p> <p>一 （略）</p> <p>二 通則</p> <p>1 広告物等は、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>(一) ～ (二) （略）</p> <p>(三) 下地に彩度の高い色（日本工業規格 Z八七二一に定める三属性による色の表示方法に規定する彩度が十二以上の色）を使用しないこと。</p> <p>(四) ～ (六) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>三 （略）</p>